

**令和5年度県立佐渡総合高等学校2年次修学旅行業務
委託業者選定プロポーザル実施要領**

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度県立佐渡総合高等学校2年次研修旅行業務

(2) 目的

本業務は、本校2年次で実施する修学旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、研修旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

2 見積限度額

長崎県：140,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、旅行実施時までには消費税増税の際も、予算内であること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去5年以内（平成29年4月1日から令和4年2月1日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

4 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

別紙様式1「参加申込書」・別紙様式2「会社概要」・別紙様式3「業務実績一覧表」を提出すること。

申込み期限：令和4年1月20日（木） 15時【必着】

申込先：問合せ先に同じ

方法：持参または郵送

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和4年1月21日（金）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

5 募集要領及び仕様書の内容についての質問の受け及び回答

(1) 募集要領・仕様書の内容に関して質問がある場合は、別紙様式4「質問書」を提出すること。

・質問提出期限：令和4年1月27日（木）午後4時【必着】

・申込先：問合せ先に同じ

・提出方法：持参、郵送またはFAX（電話や口頭での質問は受け付けない）

(2) 質問への回答について

・回答日：令和4年1月31日（月）

・回答先：上記4により申込みがあり、参加資格を有している全参加者

6 提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア. 企画提案書

(ア) 「委託仕様書」を踏まえ記載すること。

(イ) 提案書はA4版とし、表紙に「令和4年度県立佐渡総合高等学校2年次修学旅行業務企画提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、長崎県の提案を行うこと。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ. 旅程表

ウ. 見積書

見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。(任意様式)

(2) 提出期限等

期限：令和4年2月7日（月）

提出先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送

7 ヒアリングの実施

提案者に対しては、令和4年2月14日（月）に、ヒアリングを実施する。なお、詳細については別途通知する。

8 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

項目	審査基準	配点
企画内容	成果が期待される提案内容であるか	30
業務遂行能力	委託業務を確実に遂行できる能力があるか	10
	業務の実施体制は整っているか	
事業実績	本業務に対する取組実績は豊富か	5
経費	企画内容に対して妥当な経費内訳となっているか	5

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

10 日程

募集公示	令和4年1月11日(火)
参加申込み締切	令和4年1月20日(木)
参加資格の審査・確認結果通知	令和4年1月21日(金)
企画提案書の提出期限	令和4年2月7日(月)
ヒアリング実施	令和4年2月14日(月)
審査委員会	令和4年2月15日(火)
契約	令和4年2月15日(火)以降

11 契約の締結

県立佐渡総合高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。(契約書の作成要)ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

12 問い合わせ先

〒952-0202

新潟県佐渡市栗野江377-1

県立佐渡総合高等学校 担当：金澤 郁馬

電話番号 0259-66-3158

FAX 0259-66-4020

13 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア. 本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ. 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ. 期限後に提案書を提出した者